



# 茨城県報

第 1 5 0 2 号

平成15年 9 月18日

木 曜 日

## 目 次

告 示	ページ
受胎調節実地指導員の指定 (児童福祉課) .....	1
指定居宅サービス事業者の指定 (高齢福祉課) .....	2
大規模小売店舗の変更の届出 (商業流通課) .....	2
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5 件) (商業流通課) .....	3
保安林の指定の予定 (4 件) (林業課) .....	8
土地改良事業の工事の完了 (3 件) (農村計画課) .....	10
道路の区域の変更 (6 件) (道路維持課) .....	11
道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課) .....	13
事業計画の変更の認可 (下水道課) .....	14
土地改良区の解散に伴う清算人の就任 (土地改良事務所) .....	15
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所) .....	15
土地改良区役員の退任 (3 件) (土地改良事務所) .....	16
土地改良事業の工事の完了 (土地改良事務所) .....	17
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2 件) (生活文化課) .....	17
特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告 (生活文化課) .....	19
平成15年度茨城県改良普及員資格試験合格者 (農政企画課) .....	19
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課) .....	20
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課) .....	20
建築許可に関する意見の聴取 (建築指導課) .....	20
開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) .....	21

## 告 示

茨城県告示第1455号

母体保護法 (昭和23年法律第156号) 第15条第 1 項の規定により、次の者を平成15年 9 月 9 日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 中 田 布 美

住 所 茨城県水戸市若宮 1 丁目 7 番 3 棟102号

茨城県告示第1456号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
株式会社 ノーブル ハウジング	株式会社 ノーブルハウジング	水海道市中妻町北浦3970番地	福祉用具貸 与	平成15年 9月 1 日

茨城県告示第1457号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社チュリオ

代表取締役 岡 見 正 昭

鹿嶋市宮中290 1

(2) 株式会社伊勢基本社

代表取締役 綿 引 昭 好

水戸市泉町 2 3 2

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニュー鹿嶋ショッピングタウン

鹿嶋市宮中290 1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後11時 (一部午後 9 時, 午後 8 時)

(変更後) 開店時刻 午前 0 時, 午前 9 時 (年間60日は午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後12時 (一部午後11時, 午後 9 時, 午後 8 時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分, 一部午前 9 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 8 時30分, 午後 9 時30分)

(変更後) 24時間, 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分, 一部午前 9 時30分) ~ 午後11時30分 (一部午後 8 時30分, 午後 9 時30分)

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 6 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午前 0 時

(3) 変更する年月日

平成15年10月21日

(4) 変更する理由

来客の買い物の利便性をより向上し, 地域の生活に貢献するため。

3 届出年月日

平成15年 9 月 5 日

茨城県告示第1458号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について, 同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常陸大宮ショッピングセンター

那珂郡大宮町下村田字坪井上2367 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

平成15年 4 月10日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 (一部, 年間60日午前 8 時), 午前10時

閉店時刻 午後10時, 午後 9 時 (年間60日は午後10時)

(変更後) 開店時刻 午前 0 時, 午前 9 時 (一部, 年間60日午前 8 時), 午前10時 (年間60日午前 9 時)

閉店時刻 午後12時, 午後 9 時 (年間60日は午後10時)

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後10時30分 (一部午後 9 時)

(変更後) 24時間, 午前 8 時30分 (年間60日は午前 7 時30分) ~ 午後 9 時 (年間60日は午後10時30分)

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 5 時 ~ 午後 9 時

(変更後) 午前 4 時 ~ 午前 0 時

ウ 届出年月日

平成15年 3 月18日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1459号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所日立商工分室において縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) カワチ薬品鮎川店

日立市鮎川町 4 丁目 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)

平成15年 5 月29日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市卒島1293番地	河内伸二

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年 1 月19日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,886m<sup>2</sup>

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 225台  
 (イ) 駐輪場の収容台数 76台  
 (ウ) 荷さばき施設の面積 83m<sup>2</sup>  
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 36m<sup>3</sup>

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
 (開店時刻) 午前 9 時  
 (閉店時刻) 午後 9 時  
 (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前 9 時 ~ 午後 9 時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(ニ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時～午後9時

キ 届出年月日

平成15年5月19日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
<p>日立市</p>	<p>市道24号線の交通渋滞を緩和するために、出入口は南方面からの右折入庫を禁止すること。また、来店車両が出入口及びから速やかに左折入庫できるように、要所に左折入庫を示す案内板等の設置により適切な経路設定を行うこと。</p>	<p>経路設定、騒音の発生防止・緩和、廃棄物保管施設の構造等及び街並みづくりへの配慮等について適正な処理を求めるものである。</p>
	<p>荷さばき車両のアイドリング禁止の徹底及び住宅地に隣接する駐車場を中心に来店車両に対しても表示板等により、アイドリングストップの協力を呼びかけるなど近隣の騒音防止に配慮すること。また、苦情等があった場合には誠意を持って対応し解決に努めること。</p>	
	<p>厨芥ごみの保管については、周辺への悪臭等の発散防止及び廃棄物の分別保管徹底のため、保管場所の密閉性を確保すること。</p>	
	<p>屋外に広告物を表示する場合、屋外広告物法及び茨城県屋外広告物条例に基づき、許可が必要となる場合がある。また、建築物等の新築等については、茨城県景観形成条例による届出が必要となる可能性があるため、事務を取り扱う日立市都市建設部都市政策課と協議願いたい。</p>	
	<p>夜間営業における自動車のライト照明による敷地東側住宅地への迷惑防止のため、目隠しフェンス等の設置を検討すること。</p>	

茨城県告示第1460号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハードオフ・オフハウス鹿島店  
鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 2 番 8 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (法第 6 条第 1 項)  
平成15年 7 月 3 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ワンダーグー鹿島店  
(変更後) ハードオフ・オフハウス鹿島店

(イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 鹿島郡神栖町大字鱒川字鱒川 1 43 外  
(変更後) 鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 2 番 8 号

(3) 届出年月日

平成15年 6 月 9 日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1461号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 セイミヤ神栖店  
所在地 鹿島郡神栖町大字平泉字関下 1 118 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)  
平成15年 7 月14日

イ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻 午前 9 時30分

閉店時刻 午後 9 時  
 (変更後) 開店時刻 午前 9 時  
 閉店時刻 午後10時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時30分～午後 9 時  
 (変更後) 午前 9 時～午後10時15分

ウ 届出年月日

平成15年 6月25日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
神栖町	ゴミの減量・リサイクルに取り組みましょ う。 ・神栖町のゴミの分け方に従ってください。 ・ダンボールや缶・ビンなどは、資源物とし て処理するようにお願いします。	「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の遵 守。

茨城県告示第1462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーゲー鹿島店

鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 3 番20号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（法第 6 条第 1 項）

平成15年 6月30日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ワンダーステーション鹿島店

(変更後) ワンダーゲー鹿島店

(イ) 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 鹿島郡神栖町鱈川 1 22 外

(変更後) 鹿島郡神栖町堀割 3 丁目 3 番20号

(3) 届出年月日

平成15年 6月 9日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1463号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字内大野字クルマメキ313・大字高柴字花立743・大字小生瀬字猪ノ鼻6690・字烏返6704・大字袋田字峰ノ草536・大字久野瀬字軍沢302・大字初原字皆沢1817・大字芦ノ倉字高鳥山1917・大字田野沢字后平554・大字上金沢字志那志1258の1・大字相川字鷹ノ巣2170・字寄居沢982・字小畑2178・大字山田字未沢316の1・大字大子字太郎沢1555の1・1555の2・大字南田気字箕輪峠750の1・大字下津原字藪沢1999の1・字小屋場2000の1・大字頃藤字仏沢5553・字糸沢6100・大字大沢字塩沢1810・大字栃原字君カト屋706（以上23筆国有林。次の図に示す部分に限る。）大字外大野字油平337の1・大字小生瀬字猪ノ子1895・大字大生瀬字赤坂540・大字袋田字鹿ノ沢1146・大字下野宮字天道塚3030の7・大字佐貫字入山3956の2・大字芦ノ倉字田ノ作1410の1・大字上岡字中ノ内沢2068・字穴穂沢1603の1・大字頃藤字大倉沢6159（以上10筆国有林。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1464号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡里美村大字折橋字荻久保173の1・大字小菅字福平入2398・字東山2522・字陣馬西2107・大字大菅字新道748（以上5筆国有林。次の図に示す部分に限る。）大字折橋字蜂沢2026・大字大菅字田平720・大字上深荻字臼ヶ久保2214（以上3筆国有林。）



## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。)



## 茨城県告示第1465号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1(1) 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡水府村大字東染字明神入3315・字塩ノ沢入3045・大字天下野字金砂9741・字諸沢入1828・字不自由8229・字荷鞍山2392の1・字岩倉入5774の1・大字下高倉字細崎入235の1・大字上高倉字鍋足103（以上9筆国有林。

次の図に示す部分に限る。）字中武生2570のイ・大字中染字大木立3910の1（以上2筆国有林。）

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2(1) 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡水府村大字上高倉字鍋足103（国有林。次の図に示す部分に限る。）

## (2) 指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び水府村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1466号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡金砂郷町大字上宮河内字蜂巢1852の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び金砂郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1467号

昭和60年 8月16日で計画を確定した県営霞ヶ浦用水 期地区土地改良事業（かんがい排水）については、平成15年 3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1468号

平成10年 4月11日で計画を確定した県営潮来町北浦湖岸地区土地改良事業（かんがい排水・排水対策特別型）については、平成14年12月19日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1469号

平成 6 年 2 月28日で計画を確定した県営巴川下流地区土地改良事業（湛水防除）については、平成15年 2 月13日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第1470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 9 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 瓜連馬渡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市大字高野字栗河野587番 6 地先から ひたちなか市大字馬渡字西並木下 1148番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 21.3	6,162	
		最小 5.0		
		最大 54.0	8,223	
	(B)	最小 17.0		
	新 (B)	最大 54.0	8,223	旧道移管及び 県道馬渡水戸 線への区域編 入
		最小 17.0		

茨城県告示第1471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 9 月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 水戸勝田那珂湊線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市大字枝川字道めき1574番 8 地先から ひたちなか市大字枝川字道めき1644番 1 地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 23.0	175	
		最小 7.5		
		最大 23.0	175	
	新	最小 15.2		歩 道 設 置

## 茨城県告示第1472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 館野荒川沖停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字荒川沖字大道西444番地先から 土浦市大字荒川沖字山の越144番3 地先まで 土浦市大字荒川沖字大道西426番1 地先から 土浦市中荒川沖町144番20地先まで	(A)	メートル	メートル	
		最大 8.4	250	
	最小 6.0			
	(B)	最大 36.0	240	
最小 26.0				
土浦市荒川沖2丁目444番地先から 土浦市大字荒川沖字山の越 144番3地先まで 土浦市荒川沖2丁目444番地先から 土浦市中荒川沖町144番20地先まで	(A)	最大 8.4	250	区 間 延 伸
		最小 6.0		
	(B)	最大 36.0	274	
		最小 9.0		

## 茨城県告示第1473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 馬渡水戸線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市大字馬渡字西下宿南 1286番1地先から 水戸市吉沼町786番地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 26.2	6,996	
ひたちなか市大字馬渡字西並木下 1146番1地先から 水戸市吉沼町786番地先まで	新	最大 26.2	7,809	県道瓜連馬渡 線からの区域 編入
		最小 5.0		

## 茨城県告示第1474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市川口 1 丁目899番23から 土浦市川口 1 丁目900番58まで	旧	メートル 最大 18.6 最小 12.6	メートル 107	
	新	最大 20.2 最小 15.6	107	現道拡幅

茨城県告示第1475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成15年 9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
土浦市大字木田余字池下2516番 1 地先から 土浦市大字木田余字樋ノ口1626番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 45.0 最小 9.0	メートル 114	
	新 (A) (B)	最大 45.0 最小 9.0 最大 12.3 最小 9.0	114 107	迂回路設置

茨城県告示第1476号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 水戸勝田那珂湊線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市大字枝川字道めき1574番 8 から  
ひたちなか市大字枝川字道めき1578番 8 まで

- 3 供用開始の期日 平成15年 9月18日

茨城県告示第1477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 館野荒川沖停車場線
- 2 供用開始の区間 土浦市荒川沖西1丁目649番1地先から  
土浦市中荒川沖町144番20地先まで
- 3 供用開始の期日 平成15年10月 8日

茨城県告示第1478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成15年 9月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 土浦市川口1丁目899番23から  
土浦市川口1丁目900番58まで
- 3 供用開始の期日 平成15年 9月18日

茨城県告示第1479号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 水海道市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水海道都市計画下水道事業  
江連都市下水路
- 3 事業施行期間 平成2年12月27日から  
平成22年 3月31日まで
- 4 事業地
- (1) 収用の部分 平成2年12月27日茨城県告示第1514号及び平成9年3月21日茨城県告示第304号の事業地のとおり
- (2) 使用の部分 平成2年12月27日茨城県告示第1514号及び平成9年3月21日茨城県告示第304号の事業地のとおり

## 茨城県告示第1480号

茨城県久慈郡里美村大中1653番地に事務所を置く清算法人里美村土地改良区から、次のとおり清算人が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項の規定において準用する同法第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 9月18日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 庄 司 昭 也

## 就 任

職 名	氏 名	住 所
清算人代表者	高 倉 正 男	久慈郡里美村大字小妻579番地
清 算 人	井 上 清 一	" 水府村大字上高倉2292番地
清 算 人	荒 蒔 孝 三	" 里美村大字大中1525番地 2

## 茨城県告示第1481号

新治郡霞ヶ浦町戸崎804番地の1に事務所を置く戸崎土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 9月18日

茨城県土浦土地改良事務所長 由 田 展 也

## 1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 英 男	新治郡霞ヶ浦町戸崎994番地の1
"	飯 田 敬 市	" " " 733番地
"	椎 名 松太郎	" " " 817番地
"	飯 田 幸 男	" " " 682番地
"	飯 村 豊	" " " 825番地
"	塚 本 浩 之	" " " 943番地の1
"	椎 名 和 広	" " " 833番地
"	小屋野 朗	" " " 787番地
"	栗 原 宏	" " " 998番地の2
"	野 口 積 徳	" " " 746番地内 1
"	塚 本 正 雄	" " " 815番地
"	椎 名 行 雄	" " " 753番地
監 事	中 根 政 一	" " " 752番地
"	伊 坂 薫	" " " 1587番地
理 事	羽 成 喜	" " " 1107番地
"	久保田 利彦	" " " 1115番地の2
"	中 島 文 雄	" " " 1321番地
"	末 栖 豊 正	" " " 963番地
"	久保田 淳一	土浦市神立東一丁目17番1号

職 名	氏 名	住 所
理 事	石 塚 實	新治郡霞ヶ浦町加茂1番地
監 事	野 口 國 雄	" " 戸崎816番地
"	白 鳥 美知雄	" " " 749番地
理 事	塚 本 美智子	" " " 942番地
監 事	飯 嶋 一 郎	" " " 1115番地
"	塚 本 實	" " 加茂9番地

## 2 就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	鈴 木 英 男	新治郡霞ヶ浦町戸崎994番地の1
"	飯 田 敬 市	" " " 733番地
"	野 口 積 徳	" " " 746番地内1
"	塚 本 正 雄	" " " 815番地
"	椎 名 行 雄	" " " 753番地
"	飯 田 幸 男	" " " 682番地
"	飯 村 豊	" " " 825番地
"	塚 本 浩 之	" " " 943番地の1
"	椎 名 和 広	" " " 833番地
"	鈴 木 孝 男	" " " 994番地の2
"	野 口 國 男	" " " 816番地
"	飯 田 進	" " " 791番地
"	飯 島 洋 一	土浦市おおつ野五丁目3番26号
"	大和田 豊 久	新治郡霞ヶ浦町戸崎1614番地
"	未 栖 孝 一	" " " 1105番地
"	未 栖 邦 雄	" " " 1323番地
"	久保田 卓	" " " 1190番地
"	未 栖 周 造	" " " 1106番地
"	来 栖 丈 治	" " " 1110番地
"	塚 本 信 徳	" " 加茂7番地
監 事	飯 田 孝 雄	" " 戸崎146番地
理 事	小屋野 朗	" " " 787番地
監 事	飯 田 喜 雄	" " " 736番地
"	大 竹 雅 典	" " " 1224番地
"	飯 島 逸 朗	" " 加茂29番地

茨城県告示第1482号

笠間市石井717番地に事務所を置く福原上稲田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同条第17項の規定により公告する。



平成15年 9 月18日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	久 野 學	笠間市稲田602番地

茨城県告示第1483号

笠間市石井717番地に事務所を置く箱田東部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 9 月18日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	深 谷 巖	笠間市箱田2554番地

茨城県告示第1484号

笠間市石井717番地に事務所を置く南指原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届け出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成15年 9 月18日

茨城県水戸土地改良事務所長 舩 井 操

1 退 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	池 田 義 明	笠間市本戸4654番地

茨城県告示第1485号

平成14年 9 月 5 日付け江土改指令第19号をもって認可のあった、桜川土地改良区が行う羽生地区土地改良事業については、平成15年 2 月15日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成15年 9 月18日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年10月27日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 8月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アズースポーツクラブ

3 代表者の氏名

大 畑 正 巳

4 主たる事務所の所在地

茨城県猿島郡総和町上辺見480番地 6

従たる事務所の所在地

茨城県古河市中田1424

5 定款に記載された目的

この法人は、古河市・総和町地域を中心とした青少年に対してスポーツ指導を通じて健全な心身の育成を目指し、あわせて地域スポーツ・文化の振興に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年10月28日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 8月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふれあいネット会

3 代表者の氏名

大 内 信 昌

4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市大字中根3600番地341

5 定款に記載された目的

この法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により不特定多数の市民、団体等を対象に、福祉業務、社会教育、健全な街づくり、環境保全、地域安全、国際協力、科学技術等に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成15年10月29日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成15年 8 月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 生活支援ネットワークこもれび

（設立認証：平成13年 8 月29日，設立：平成13年 9 月 5 日）

3 代表者の氏名

榎 田 美紀子

4 主たる事務所の所在地

茨城県ひたちなか市東大島一丁目22番15号

5 従たる事務所の所在地

茨城県那珂郡那珂町菅谷3909番地10

6 定款に記載された目的

この法人はひたちなか市及び周辺市町村の地域住民に対して、お互いの助け合いによる福祉活動を行い、福祉の増進とまちづくりの推進に寄与することを目的とする。



平成15年度茨城県改良普及員資格試験合格者

平成15年度茨城県改良普及員資格試験の合格者を次のとおり決定した。

平成15年 9 月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 平成15年度茨城県改良普及員資格試験合格者

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1	17	40	61	85
2	18	43	63	88
3	21	45	64	90
4	28	46	65	91
5	29	47	66	93
7	31	48	70	95
8	33	49	75	98
9	34	51	76	100
13	36	57	77	
15	38	58	79	
16	39	59	80	

2 試験結果の開示について

この試験の結果については、茨城県個人情報保護に関する条例第21条の規定により口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合には、受験者本人が受験票を持参のうえ、県庁農政企画課技術普及室に直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

開示請求できる人	不合格者
開示する内容	筆記試験の合計得点及び不合格の理由
開示の期間	合格発表の日から1か月間
開示の場所	農政企画課技術普及室

3 この試験についての問い合わせ先

〒310 - 8555 水戸市笠原町978番 6 茨城県庁内  
農林水産部農政企画課技術普及室  
電話 029 - 301 - 3844

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日	転 帰
ヨーネ病	牛	患 畜	3 頭	西茨城郡岩間町	平成15年 9月8日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画公園の変更に伴い、土浦市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

公園（水と緑の里公園）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

建築許可に関する意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき次のとおり意見の聴取を行います。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

1 意見の聴取期日 平成15年 9月29日（月）午前10時

- 2 意見の聴取場所 鹿嶋市大字長栖字蒲地2156番122  
ヨコハマタイヤセンター茨城鹿嶋店舗内
- 3 意見の聴取事項 準住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
タイヤ交換作業所の増築
- 4 申請者住所 水戸市笠原町1976番地 1
- 5 氏 名 茨城ヨコハマタイヤ販売株式会社  
代表取締役 加 藤 守
- 6 建築物構造規模 鉄筋造 平屋建て 増築  
申請延べ面積 130.00平方メートル  
既存延べ面積 261.73平方メートル
- 7 敷地面積 907.82平方メートル
- 8 原 動 機 増設 6.0キロワット 既設 1.5キロワット
- 9 建築物の位置 鹿嶋市大字長栖字蒲地2156番122

~~~~~

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和48年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成15年 9月18日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下妻市大字高道祖字東原4210番3，4212番2，同番8，同番18
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都文京区湯島3丁目9番11号  
新光電子株式会社  
代表取締役 岡 崎 稔

- ~~~~~
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
下妻市横根字上六反田480番，482番，483番1，484番1，485番1，486番1，494番2，495番1，496番1，字八合田501番1，502番1，503番，504番1，同番2，505番，506番1，同番2，507番，508番2，509番1，516番，517番，518番，519番，520番
  - 2 事業主の住所及び氏名  
東京都荒川区西日暮里2-27-5  
株式会社ダイナム  
代表取締役 佐 藤 公 平

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)